

戦前期・静岡市の市史編纂事業

～アーカイブズの観点から～

青木祐一

はじめに

本論では、戦前期に刊行された『静岡市史』の編纂事業を対象に、自治体史の果たした資料収集の側面について、アーカイブズの観点から明らかにしたい。

近年、「史学史」という観点からの歴史学の見直しが進んでいる¹⁾。戦前の自治体史に関しては、入山洋子氏の研究がある²⁾。入山氏は、史学史の一環として「自治体史」を見直し、位置づけを図っている。本論においては注目したいのは、資料収集という観点からの自治体史編纂事業の見直しである。その理由は、アーカイブズの観点から自治体史を捉え返した際に、自治体史編纂事業における資料収集がその後の公開、つまりアーカイブズの展開へとつながっていくのではないか、という見通しをもっているからである。

こうした観点から、静岡市史の編纂事業について、先行する事例である

1) 例えば、中川泉三没後70年記念展実行委員会編『史学は死学にあらず』（サンライズ出版、2009年）

2) 入山洋子「自治体史編纂をめぐる一考察：文化史学的自治体史の誕生」（『日本史研究』592号、2011年2月）

大阪市、東京市の事例を参考にしつつ検討していきたい。検討の素材とした資料は、静岡市が所蔵する市参事会記録や事務報告書といった公文書である。

本論では、静岡市史の編纂事業を対象とし、自治体史編纂からアーカイブズ機関の設立へという展開の可能性について考えたい。

1. 市史編纂事業の先行事例

戦前期の自治体史編纂事業の全体的な流れについては、入山洋子氏³⁾や、若井敏明氏⁴⁾がまとめている。まずは、先行する事例として、大阪市と東京市の事例を見ておきたい。

(1) 大阪市

大阪市史は、「日本で初めて企画された市史」とされる⁵⁾。1901年（明治34）2月1日に、大阪市参事会において「大阪市史編纂ニ関スル件」が審議・議決され、市史編纂事業が開始された。

編纂主任は幸田成友に委嘱し、市内のみならず東京の諸機関から史料を収集した。加えて、事業の成果を一般に公開する目的であろう、史料展覧会が1902年（明治35）、1903年（明治36）、1909年（明治42）の3回、中之島公会堂で行われている。

大阪市史（1911年（明治44）～1911年（大正4））の構成は、全5巻・7冊＋附图1帙で、以下の通りである。

第1巻：本文・難波時代、石山時代、豊臣時代、徳川時代（元和1～

3) 同註(2)

4) 若井敏明「皇国史観と郷土史研究」(『ヒストリア』173号、2001年1月)

5) 大阪市史の編纂事業については、以下に拠った。藤本篤「大阪市の市史編纂事業」(『大阪市史紀要』34号、1977年3月、1-34頁)、藤本篤『大阪市史物語：二〇世紀の軌跡』(松籟社、1993年)、大阪市史編纂所・大阪市史料調査会編『大阪市史編集の100年』(創元社、2002年)

天明6年)

第2巻：本文・徳川時代（天明7～慶応3年）

第3巻：御触・達（寛永14～天明8年）

第4巻上：御触・達（寛政1～天保6年）

第4巻下：御触・達（天保7年～明治1）

第5巻：図版・各種資料

第6巻：索引

大阪市史附図

大阪市史の構成は、古代から江戸時代までの「本文」（通史）と「御触・達」からなる資料編から成っている。明治以降の時代は対象とはなっていない。明治以降の公文書等を用いて市史が編纂されるのは『明治大正大阪市史』⁶⁾ になってからである。

その一方、大阪市史の編纂事業はその後も継続され、大阪市史編纂所（市立中央図書館内）と大阪市公文書館というアーカイブズ機関の設立へつながっていく。

（2）東京市

東京市における市史編纂の構想は1901年（明治34）10月、市参事会員中鉢美明の建議からはじまる⁷⁾。

【史料1】 東京市史ニ関スル沿革史ヲ調査編纂スルノ議

惟フニ、一國ニハ必ズ一國固有ノ制度存シ、一市ニハ又自ラ一市特種ノ典例無クンバアラズ。抑々我東京市ハ、天正十八年徳川家康入府以

6) 1927年（昭和2）に編集を開始、1935年（昭和10）に完結、明治・大正期を対象としている。

7) 東京市史の編纂事業については、以下に拠った。『東京都の修史事業』（東京都、1980年）、『東京の歴史をつむぐ：草創期の東京市史編さん事業』（東京都、2001年）

来、天下ニ号令ヲ下シタル所ニシテ、既ニ封建時代ニ在テ政權ノ中心タリヤ。況ヤ幕府政ヲ朝ニ致シ、皇上鼎ヲ此ニ定メ玉ヒシヨリ、倍々四方ノ輻輳スル所トナリタスニ於テヲヤ。是ニ於テカ明治二十二年四月各都市ニ現行市制ヲ施行スルニ方リ、本市ニハ特例ヲ施キ、他ノ都市ト之ヲ區別セリ。而シテ又明治三十一年十月特例ヲ撤回シ、一般市制ヲ施行スルニ至リタルモ、尚ホ二三種ノ異例ヲ存シタリ。夫レ此ノ如ク本市行政上ノ組織ハ、他ノ都市ト全ク其選ヲ異ニシ、大ニ錯綜複雑シタルモノアリ。故ニ今日ニ於テ本市行政ニ関スル沿革ヲ調査編纂スルハ、本市行政上極メテ必要ナリト信ズ。他ナシ、将来本市ニ於テ一事ヲ為シ一業ヲ起スニ方リ、既往ノ歴史ニ鑑ミ、然ル後チ行フト否トハ、其利害ノ繫ル所決テ鮮少ニアラザルベケレバナリ。今日夫ノ欧米諸国ニ於テ、地方自治ノ倍々發達スル所以ノモノハ、偶然ニアラズ。主トシテ地方制度ニ関シ、自他ノ長短ヲ比較論究シ、若クハ其沿革史ヲ纂輯刊行シ、若クハ賞ヲ懸ケ広ク地方行政ニ関スル著作ヲ求メ、銳意熱心ニ、既往ノ歴史ニ証徴シテ以テ地方行政ノ刷新ヲ図ルニ是レ由レリ。

（後略）

中鉢は、東京市が徳川家康入府以来、他とは異なった特別の歴史をもった都市であることを述べた上で、市制施行以降も特例市として複雑な組織変遷を経てきたことを指摘する。その上で、東京市の「沿革」を調査編纂することは行政上非常に重要であることを述べている。ここでは、家康以来の歴史という過去の事象よりも、市制施行以降の「沿革」という同時代的な視点が強調されていることに注目したい。その点がさらに具体的に述べられているのが、次の市会における議論である。

【史料2】 明治35年4月・市会議案「東京市史編纂ノ件」

本市ニ関スル沿革ヲ調査蒐集シ、東京市史ヲ編纂スルモノトシ、之ヲ

三箇年継続事業トス。但、其経費ハ毎年度予算ヲ以テ之ヲ定ム。

説明 本市百般ノ事物ト共ニ幾変遷ヲ重ネ今日ニ至ル。故ニ現在ノ状況ヲ以テ直ニ此レカ由来ヲ知ル可ラス。然ルニ公文書中各保存期限アリ、他年廃棄ニ属セハ又徴拠スヘキモノナキニ至ラン。依テ此際本市ニ対スル制度、本市ノ経営シタル事業及風俗民力等、其沿革ヲ審ニシ、既往ノ事歴ヲ知り、将来ノ参考ニ資セントス。依テ本案ヲ提出ス。

市会では東京市史を編纂することについて審議・議決されているわけであるが、傍線部にある通り、公文書の保存に関する言及がある。公文書には保存年限があり、廃棄されてしまうものの中にも、参考にすべきものが含まれている可能性について指摘されている。ここには、江戸時代以前の過去の歴史を明らかにしようというよりも、市制施行以降、現在の行政の「沿革」を知るための公文書を保存・収集しようという強い意志を見ることができると言える。

このように、東京市の場合は大阪市とは異なり、同時代の行政にとって有用な資料を収集・編纂し、当時の行政に活かしていこうという意志が感じられるのである。

東京市の編纂事業もその後継続され、都政史料館（1952年（昭和27））を経て、現在の東京都公文書館（1968年（昭和43））というアーカイブズ機関へとつながっていく。

2. 静岡市史編纂事業の立ち上げと中断（第Ⅰ期）

それでは、静岡市史（以下、市史）の編纂事業について見ていきたい。市史の編纂は1903年（明治36）に開始され、中断をはさんで1932年（昭和7）に完結する。以下、中断までを第Ⅰ期（1903年～1912年）、その後を第Ⅱ期（1924年～1932年）と分けて事業の変遷を追っていく。

静岡市史の編纂事業は、1903年（明治36）12月に開始された。大阪市、東京市で市史編纂事業が開始された2年後のことである。明治36年の「事務報告書」⁸⁾に、「静岡市史編纂ノ事ハ予メ其必要ヲ認メ居ル処、本年ヨリ着手セリ」とあるように、編纂事業は以前よりその実施が検討されていたことがわかる。

明治36年の「市参事会議決録」⁹⁾によれば、編纂主任となったのは元市参事会員の藤波甚助、編纂委員として市参事会員の大石峰八と萩原与次郎、初代静岡市長であった星野鉄太郎の3名に委嘱されている。明治37年の「事務報告書」¹⁰⁾によれば、市史編纂事業は第一課の中に置かれており、編纂委員は「市沿革誌調査員」という名称だったようである。組織および人員体制は【表1】に示した。

それでは、編纂事業はどのように進められていったのか、静岡市の「事務報告書」から見ていきたい。まず明治37年の「事務報告書」¹¹⁾では、市沿革誌調査員として主任1名、委員3名が任命されており、1月11日に「市沿革調査委員会ヲ開会シテ調査ノ方法概要ニ付協議ヲ為セリ、主任藤波甚助氏ヲ始メ嘱託委員星野鉄太郎氏、大石峯八氏、萩原与次郎氏出席ス」とあり、委員会が調査方法について協議を行ったことが記されている。

具体的な編纂方針については、明治38年の「事務報告書」¹²⁾に以下のような記載がある。

【史料3】明治38年「事務報告書」

市誌編纂ノ体裁ハ之レヲ三期ニ分チ、上期ヲ徳川家康公時代ヨリ慶応末年迄トシ、市内ノ旧家及県庁等ニ所蔵スル古文書ヲ借覧シテ資料ノ用ニ供シ、目下年次編纂ニ着手セリ、中期ハ明治初年ヨリ同廿二年ニ

8) 明治36年「事務報告書」（静岡市所蔵）

9) 明治36年「市参事会議決録」（静岡市所蔵）

10) 明治37年「事務報告書」（静岡市所蔵）

11) 同前

12) 明治38年「事務報告書」（静岡市所蔵）

至ル迄、末期ハ市制施行以来近時ニ這フ迄テトシ、専ハラ材料ノ蒐集ニ勤ムルモノト雖モ、惟々憾ラクハ中期ニ属スル間ハ地方制度ノ変遷最モ頻々タリシヲ以文書ノ所管転々所ヲ異ニシ、自ラ散逸スルモノ多ク、僅カニ断篇零墨ノ存スルモノヲ択スルニ汲々トシテ苦心少カラズ、而シテ近時ニ属スル分ハ市役所内ニ保存ノ書類ニ抛リ漸次編纂スル見込ナリ

ここでは全体の編集方針が示される。全体を3期に分け、上期を徳川家康から慶応末年までの江戸時代、中期を市制施行の1889年（明治22）まで、末期を市制施行以降としている。注目すべきは、時代ごとの資料の残存状況にそれに対する収集方針について言及されている点である。

上期については、市内の旧家や県庁等の古文書を借覧することで対応可能としている。その一方、中期および末期の「近時」に至るほど、制度の変遷に伴う「材料」、つまり文書や記録の異動により資料の収集が困難になっている状況が記される。したがって、この部分については「市役所内ニ保存ノ書類ニ抛リ」と、市役所に保存されている文書を利用することにより編纂事業を進めていく方針について言及されている。

また、明治44年の「事務報告」¹³⁾には、編纂主任である藤波甚助が「調査材料蒐集」、つまり資料収集のため、東京へ出張した旨の記載がある。また、その後には市史編纂事業において筆写・収集された資料の一覧が示されている。そこに列記されている資料は「浄書済」の分として、「日本武尊遭難地論」「国号考」「郡号考」「駅家考」「国司館趾」「国府」「今川係図」「今川歴代伝」「府誌」「国府誌」「安倍市及府城」「雷社 在下石町」「町 九十六ヶ町及社寺」「近郊社寺」「浅間社記」「久能山記」「近郊城砦」「府中城」「国造」「守護」「国守介」「采女」「城代」「定番」「加番」「奉行」「代官」「目付」「維新後官公吏」「山田長政事蹟」とある。また、「調査済

13) 明治44年「事務報告」（静岡市所蔵）

浄書未済之分」として、「家康公」「由比正雪」「堀部金丸」「八助」「孝子節婦」「聖一国師」「大応国師」「火災表」「物価表」とある。

「浄書」と表現されていることから、資料は筆写の形で収集されていたことがわかる。明治38年の「事務報告書」¹⁴⁾に記載されていた編纂方針では、「上期」は徳川家康以降とあったにもかかわらず、実際に収集されている資料は古代・中世の内容や、寺社または人物に関する調査が行われていたことが判明する。また「調査中ノ分」として、「徳川幕府直轄時代ヨリ現今ニ至タルマテノ調査材料蒐集中ナリ」とあるように、江戸時代以降、特に明治維新以降、同時代の資料については調査・収集が進んでいない状況がうかがえる。

そして1912年（明治45）3月、開始から9年を経て、編纂事業は中断される。その理由は判然としない。静岡市では当初から何年間で完結させるという類の事業計画は確認できていない。加えて、事業開始9年経過後も主だった成果はなく、予想外の事業の膨張や、編纂の遅れというのも原因として考えられるだろう。編纂主任・藤波甚助は自らの「日誌」¹⁵⁾に以下のように記している。

【史料4】「藤波甚助日誌」

（明治45年3月31日）

市史編纂事業一時削除の旨、市会にて決議。

（明治45年4月10日）

市史編纂掛保管書類ノ儀、引用参考書を御引継致候処来る。其中不合の件有之候につき取調候処、おそらくは絵図類、火災、社寺、物価、衛生、教育、人物に関するごとき書類は各一括とし、後段引継済に相成分も有之、其の外参考に他に供したる書籍等も有之次第、決して他に散逸致候儀には無之候間、此段上申仕候也

14) 同註(12)

15) 「藤波甚助日誌抄録」(『静岡市史研究』第4号、1963年)

【表 1】組織変遷と刊行物

I 期	明治 36 年〈1903〉12 月	市史編纂事業を開始、編纂主任・藤波甚助
	明治 37 年〈1904〉1 月	市沿革調査委員会で調査の方法概要について協議
	明治 38 年〈1905〉	市沿革誌調査員：主任 1 名、委員 3 名
	明治 39 年〈1906〉	市沿革誌調査員：主事 1 名、委員 3 名
	明治 40 年〈1907〉	市沿革誌調査委員：主事 1 名、委員 2 名
	明治 41 年〈1908〉	(市名誉職委員) 市史編纂委員：6 名
	明治 42 年〈1909〉	市史編纂：主任 1 名、編集員 2 名
	明治 43 年〈1910〉	市史編纂：主事 1 名、主任 1 名、編纂員 2 名、書記生 1 名
	明治 44 年〈1911〉	市史編纂主任・藤波甚助、調査収集のために東京市へ出張
	明治 45 年〈1912〉3 月	市史編纂事業が中止される
II 期	大正 13 年〈1924〉1 月	庶務課にて市史編纂事業を開始、書記・柘植清を任命
	4 月	市史編纂課を特設、書記・影山勝を任命
	5 月	足立鞆太郎を主事・課長に任命
	10 月	「静岡市史基本研究」を発表（～大正 14 年 11 月までに計 5 巻）
		人員：主事 1 名、書記 2 名
	大正 15 年〈1926〉1 月	鳥居龍三を顧問、川村真一を委員に囑託（考古担当）
	4 月	主事・足立鞆太郎が静岡県史編纂主事に転出、顧問を委嘱
		羽田藤太郎を主事課長、書記・上木茂を任命
		主事 1 名、書記 2 名、雇 1 名
	昭和 2 年〈1927〉4 月	羽田藤太郎死去、教育課に所属替え
		『静岡市史編纂資料』第 1 巻刊行
	5 月	渡邊金作を主事に任命
		『静岡市史編纂資料』第 2 巻刊行
	12 月	『静岡市史編纂資料』第 4 巻刊行
		主事 1 名、書記 2 名、雇 1 名
	昭和 3 年〈1928〉1 月	『静岡市史編纂資料』第 3 巻刊行
	8 月	『静岡市史編纂資料』第 5 巻刊行
	10 月	主事・渡邊金作死去
	昭和 4 年〈1929〉4 月	柘植清・書記を主事、足立茂を編纂囑託に任命
		『静岡市史編纂資料』第 6 巻刊行
	昭和 5 年〈1930〉5 月	『静岡市史』第 3 巻刊行
		社会教育課市史編纂囑託 1 名
	昭和 6 年〈1931〉3 月	『静岡市史』第 2 巻刊行
	5 月	『静岡市史』第 1 巻刊行
	12 月	『静岡市史』第 4 巻刊行
	昭和 7 年〈1932〉1 月	柘植清著『静岡市史余録』刊行
	3 月	『静岡市史』別巻刊行

明治四十五年四月十日 藤波甚助

藤波の記述によれば、明治 45 年 3 月 31 日付で市史編纂事業の中止が市会で決議される。そして翌月、これまで収集した資料の引継をしたことが記される。この際には、絵図類、火災、社寺、物価、衛生、教育、人物といった分類ごとに資料がまとめられていたことから、第Ⅰ期における資料収集は分野別に行われたことがうかがえる。また、編纂事業が中断となっても、収集した資料はきちんと保存と引継ぎの措置がとられていたことが判明する。

こうして 1903 年（明治 36）に着手された静岡市史編纂事業は、いったん中断されることとなる。

3. 編纂事業の再開と刊行（第Ⅱ期）

1924 年（大正 13）、皇太子（昭和天皇）の成婚記念として、市史編纂事業は再開される。1 月に庶務課内で事業がはじまり、4 月には市史編纂課が特設される。ここから、体制化された形で編纂事業が本格化していく。

静岡市史の特徴は、資料編としての『静岡市史編纂資料』（全 6 巻）と、本編としての『静岡市史』（全 4 巻＋別巻）が刊行されたことにある。その構成を【表 2】に示した。『静岡市史』第 1 巻「緒言」には以下のようにある。

【史料 5】『静岡市史』第 1 巻「緒言」

明治三十六年十二月、本市は藤浪甚助氏を主任とし、委員数名を囑託して静岡市史編纂を開始し、爾来数年これを継続したけれど、事情ありて中止したが、大正十三年一月東宮殿下御成婚の慶典を挙げさせ給ふに際し、市長伴野欣平、助役水野富三郎両氏は、これを記念し奉る事業の一として其の再興を企て、市会の決議を経て編纂に着手することゝした。

【表2】『静岡市史』の構成

・『静岡市史』第1巻（昭和6年5月刊）
序・緒言
静岡市の地位
第1章 静岡市の地理
第2章 静岡市の遺蹟・遺物
第3章 静岡市の地名の研究
統治篇（駿府の発祥から元和2年徳川家康薨去まで）
第1章 駿河国府の成立まで
第2章 土地と為政者
第3章 市の発生から国主の商業対策まで
第4章 今川時代の駿府城と流寓の公卿館
第5章 今川時代の国文学
第6章 今川氏の興亡
第7章 徳川家康

・『静岡市史』第2巻（昭和6年3月刊）
幕政及藩治篇（元和2年徳川家康薨去より明治4年廃藩置県まで）
第1章 総説
第2章 城代政治
第3章 駿府の政治
第4章 駿府と明治維新
第5章 交通
第6章 産業
第7章 久能山東照宮遺金
第8章 文教
第9章 災害・救恤

・『静岡市史』第3巻（昭和5年5月刊）
市政篇（明治4年廃藩置県当時より昭和4年市村合併まで）
第1章 総説
第2章 市域及戸口
第3章 町政

第4章 市政
第5章 財政
第6章 司法及警察
第7章 兵事
第8章 衛生
第9章 産業
第10章 社会事業
第11章 市営電気事業
第12章 交通及通信
第13章 災害及警備

・『静岡市史』第4巻（昭和6年12月刊）
社寺・学芸・風俗篇（神社・寺院の由緒、学芸・風俗一般、行幸啓）
第1章 総説
第2章 国幣小社神部・浅間・大蔵御祖神社
第3章 静岡及附近の各神社
第4章 駿府附近の古寺
第5章 静岡及附近の各寺院
第6章 学芸
第7章 風俗
行幸啓

・『静岡市史』別巻（昭和7年3月刊）
総目次
索引
静岡市史の終刊に際して

是に於て柘植清を書記とし、庶務課に隸して其事業を開始せしめ、同年四月市史編纂課を特設し、影山勝氏を書記として之に加へ、五月に至りて足立鉄太郎氏を主事に任じ、課長の職に就かしめた。初め藤浪氏等は力を東照公駿府経営以降に注ぎて其の資料を蒐集したのを、是に至り改めて駿府の発祥に遡り、史実の考察調査に全力を注ぎ、十月始めて静

岡市史研究を発表して一般の批正を求め、翌十四年一月までに計五巻に及んだ。大正十五年一月更に文学博士鳥居龍蔵氏を顧問に、川村真一（当時小松）氏を委員に囑託して考古学上の調査をなさしめ、三月東照公時代の資料を絡めたが、当時一般の希望ありし為之を静岡市史編纂資料として刊行し、爾後継続して六巻に至った。

ここには、第Ⅰ期事業の着手と中断、第Ⅱ期事業の再開について経緯が記載されている。第Ⅰ期事業において藤波は家康以降の時代を対象として編纂を行う方針であったが、第Ⅱ期事業では、対象とする時代を「駿府の発祥に遡り」とあるように、古代からを取り上げるという編纂方針が示されている。また、資料編として『静岡市史編纂資料』全6巻が刊行されている。

事業の変遷を【表1】にまとめたが、大正13年の「事務報告書」¹⁶⁾には、4月1日に市史編纂課という新しい課を新設し、主事1名、書記2名を配属したとある。そして、収集した資料については、以下のような記載がある。

【史料6】大正13年「事務報告書」

第一部

（一）資料ノ整理、蒐集、校訂、謄写（左記（ロ）ヨリ（ヘ）ニ至ル六冊二、〇六四頁）

イ、以前当庁ニ蒐集サレタル史料

ロ、駿河国風土記及考

ハ、駿府志略

ニ、駿河国新風土記、提要及府内

ホ、駿河国志

16) 大正13年「事務報告書」（静岡市所蔵）

へ、名遠理会之記

ト、古文書、古写経、古地図

(二) 古墳、史蹟ノ踏査及古器物ノ研究

服織村ノ古墳 八幡神社及古墳 浅間神社

華陽院 実泰寺 宝台院

建穂寺 増善寺 見性寺

龍津寺 臨済寺 清水寺

久能東照宮 鉄舟寺

(三) 市史基本研究及印刷 二冊二五〇頁

イ、駿河国名考 静岡市附近ノ先史、原史時代

ロ、上古史 国府ノ成立

ハ、中古史 奈良平安朝ノ史実及考証

ニ、国府附近ノ生産業地ト其信仰ノ中心 附、浅間廿日会祭舞楽

附、過去ニ編輯セラレタル風土記類ノ研究及著者伝記

第二部

(一) 市制施行以来ノ予算決算ニ関スル調査

(二) 市有地処分ニ関スル調査

(三) 教育ニ関スル調査

まず第一部として、「資料ノ整理、蒐集、校訂、謄写」による資料収集が挙げられている。このうち、「イ、以前当庁ニ蒐集サレタル史料」とは、第Ⅰ期において藤波甚助が収集した資料のことを指すものと考えられる。ここで挙げられているものは、地誌に関するものが中心である。次に「古墳、史蹟ノ踏査及古器物ノ研究」が挙げられる。ここでは古くから知られる古墳や、寺社に関する調査が行われていたことが判明する。3点目は、「市史基本研究及印刷」として、静岡地域における古代・中世に関する研究が行われ、それが刊行物である『静岡市史基本研究』として取りまとめられていることがわかる。

注目すべきは、第二部である。第二部では、「（一）市制施行以来ノ予算決算ニ関スル調査」、「（二）市有地処分ニ関スル調査」、「（三）教育ニ関スル調査」とあり、明治以降の静岡市に関する資料の調査が行われていたことが判明する。この対象となった資料については、おそらく市役所で保管されている公文書が利用されたことがうかがえる。このように、第Ⅱ期における資料収集は、古代・中世に関するものと、明治以降のものと、両面にわたって行われていたのである。

次に、大正14年の「事務報告書」¹⁷⁾から、実施された事業について見てみる。

【資料7】大正14年「事務報告書」

第一部

（一）資料ノ整理、蒐集、校訂及謄写

- イ、駿河国新風土記　有渡郡七冊、安倍郡五冊、庵原郡二冊、
計十四冊一千三百九十四頁
- ロ、宗長手記　三〇二葉
- ハ、宗長名号百韻　一八葉
- ニ、宗長日記　五三葉
- ホ、宗長伝　一四葉
- ヘ、宗牧東国紀行　六八葉
- ト、紹巴富士見紀　二四葉
- チ、二言抄　四八葉
- リ、弁要抄　五一葉
- ヌ、落書露頭　九二葉
- ル、貞世範政入勅選歌　二葉
- ヲ、正廣日記　一八葉

17) 大正14年「事務報告書」（静岡市所蔵）

ソ、東路の津登 五一葉

カ、宇津山記 四一葉

ヨ、鉄舟寺所蔵駿河国分尼寺大般若經六百卷奥書調査

タ、当庁保管雷電寺所蔵 古記録ノ整理

(二) 古墳、史蹟ノ踏査及古器物ノ研究

柴屋寺 平澤寺 賤機城址 清水市鉄舟寺（前年ノ続キ） 谷津山 有東城址

（附記）八幡城址、有東城址、金剛寺及神龍院所蔵ノ仏像ヲ撮影ス

(三) 市史基本研究及其印刷 四冊 九四六頁

イ、土地と施政者 十三章

ロ、市の発生から国主の商業対策まで 三十六章

ハ、今川時代の駿府城と流寓の公卿 三章

ニ、今川時代の国文学につきて 三章

ホ、宗良親王御年譜

（附記）更ニ必要アリテ基本研究其一、其二及附録トモ二百五十頁ヲ再度謄写印刷ニ付ス

第二部

(一) 市域及其拡張

(二) 衛生

(三) 兵事

(四) 市制施行以来ノ戸口

(五) 電気事業

大正 14 年についても基本的に資料収集活動は前年と同様の形でおこなわれている。第一部については古代・中世、寺社の資料を中心に調査が行われ、『静岡市史基本研究』の形でまとめられている。ここで注目すべきは、「タ、当庁保管雷電寺所蔵 古記録ノ整理」という記載である。雷電

寺とは、江戸時代の駿府町方の運営を行っていた町人たちの中心施設であった「町会所」であり、「万留帳」という業務記録などが大量に蓄積・保存されていた場所である¹⁸⁾。この江戸時代の駿府町人の記録群が静岡市役所へ引き継がれ、調査対象となっていたことが判明する。また、第二部でも、「市域及其拡張」、「衛生」、「兵事」、「市制施行以来ノ戸口」、「電気事業」といった市制施行以降の事項が、公文書を素材として調査されていたことがわかる。

大正15年の「事務報告書」¹⁹⁾では、「原史時代ノ遺物遺跡ニ就キ実地踏査」を行ったり、足立鋤太郎が編纂した『静岡市史基本研究』を修正増補し、原史時代より徳川時代に至るまでを『静岡市史編纂資料』として印刷刊行して準備していること、「静岡市火災史」を編纂し謄写印刷していること、江戸時代に新庄道雄が編纂した地誌である「駿河国新風土記」の一部を浄書（筆写）していることが事業内容として挙げられている。

昭和2年の「事務報告書」²⁰⁾を見てみると、事業として『静岡市史編纂資料』の第1巻と第2巻を刊行することにより、「編纂資料ハ原史時代ヨリ明治維新当時マテ大略蒐集整理ヲ了シ目下明治大正時代ノ資料蒐集中ナリ」という状況に至っている。加えて、阿部正信著で駿河国を代表とする地誌「駿国雑誌」の筆写や、花野井有年の「駿河国雑誌」の校合を行っている。この段階において明治以前の資料収集についてはほぼ完了していることがうかがえる。

昭和3年の「事務報告書」²¹⁾では、『静岡市史編纂資料』第3巻（徳川秀忠時代ヨリ幕末ニ至ル）と、第5巻（火災及消防篇）が刊行され、第6巻（産業篇）を印刷中であることが記載されている。また、「明治ヨリ大正、昭和ニ亘ル資料ヲ蒐集整理中ナリ」とあるように、明治から昭和にか

18) 拙稿「近世都市における文書管理について：「駿府町会所文書」を中心に」（『千葉史学』第39号、2001年）

19) 大正15年「事務報告書」（静岡市所蔵）

20) 昭和2年「事務報告書」（静岡市所蔵）

21) 昭和3年「事務報告書」（静岡市所蔵）

けての資料を収集・整理している様子が記されている。

昭和4年になると、『静岡市史編纂資料』第6巻（産業篇）が刊行され、ついに、資料編にあたる『静岡市史編纂資料』の刊行が完了する。また、昭和5年には本編となる『静岡市史』第3巻（市政篇：明治4年廃藩置県当時より昭和4年市村合併まで）が刊行されるとともに、同年にあった昭和天皇の行幸を記念して「静岡市勢」が刊行されている。

昭和6年には刊行が相次ぎ、3月には本編の第2巻（元和二年徳川家康薨去ヨリ、明治四年廃藩置県ニ至ル二百五十余年間ニ於ケル駿府発展ノ梗概ヲ纂述セリ）、5月には第1巻（駿府発祥ヨリ元和二年徳川家康薨去ニ至ル駿府ノ梗概ヲ纂述セリ）、12月には第4巻（本市及近郊ノ社寺並ニ学芸風俗一般ヲ編述シ、行幸啓ヲ謹録シ奉レリ）という形で市史は完成に近づいている。そして昭和7年、別巻（索引総目次及昭和五年静岡市行幸記録）を刊行することによって、静岡市史編纂事業は完了を迎えることとなるのである。

4. 静岡市史編纂の意義

（1）予算

以上、静岡市史編纂事業の経緯についてみてきたが、市史編纂課が設置された大正12年以降の予算決算の推移を【表3】にまとめた。

これをみると、予算はおおむね4,000円～6,000円の間で推移し、刊行が相次いでいくにしたがって、予算が増えていく傾向が見て取れる。

（2）刊行の意義

静岡市史編纂事業の着手は1903年（明治36）であり、他市と比べても早い。12年間の断絶を経て1924年（大正13）に再開し、1932年（昭和7）に完結している。1927年（昭和2）から事業に着手された『明治大正大阪市史』と完成はほぼ同時期となる。

【表 3】静岡市史編纂事業の事業費の推移（円）

	決算	予算
大正 2 年	—	1,017.50
大正 12 年	229.86	630.00
大正 13 年	3,712.37	4,947.00
大正 14 年	4,924.34	4,947.00
大正 15 年	4,994.99	5,574.00
昭和 2 年	4,793.96	5,183.00
昭和 3 年	4,129.21	4,709.00
昭和 4 年	5,185.24	6,065.00
昭和 5 年	5,888.62	6,221.00
昭和 6 年	6,290.68	6,384.00

『静岡市会五拾年史』（1931 年）

静岡市史刊行の意義について、第 1 巻の冒頭では以下のように述べられている。

【史料 8】『静岡市史』第 1 巻「序」

凡そ県市町村に論なく、苟も将来の繁栄発展を慮る者は先づ現在並に過去に於ける沿革進歩の跡を探尋し、同時に又先賢の事蹟徳風を偲び、其の幽光を闡揚し、其遺業を継承するの用意なかるべからず。是れ地方に地方史の必要ある所以なり。

顧ふに我が静岡市亦市史編纂の企図あること久し。大正十三年一月東宮殿下御成婚の慶典を挙げさせ給ふに逢ふ乃ち表慶の記念事業として、之を達成せんと期し、着手の第一歩として、先づ古文書古記録の探索、考古学上の研究、実地の踏査等、基本資料の蒐集に向って調査を開始することゝせり。

爾来調査の結果、得たる所の資料を取捨按排し、成案を得るに従ひ、逐次刊行し、完成正に近きに在り。此に於て本紙の起源成立より人文発達の推移に至るまで、歴々として掌を指すが如く、温故知新の資に

供して飾師あらんとす。本事業の為め洵に欣快に堪へざる者あり。茲に第一巻の発行を見るに当り、聊か所感を陳べて序言に代ふと云爾。

昭和六年五月

静岡市長 宮崎通之助

ここでは、自治体の繁栄発展を考える上で、過去の沿革について知り、学び、継承する必要があると述べている。また、事業にあたっては、古文書・古記録を調査し、考古学・実地の調査など、資料の収集・調査に努めた上で、今回の市史刊行に至ったとある。

ここからは、過去の歴史（沿革）に学ぶことが、自治体の将来の発展の基になるという基本姿勢をうかがうことができる。またそのための材料として、古文書や古記録といった資料の収集と活用、つまりアーカイブズの意義について述べていると理解することができる。

（3）史料展示会の実施：葵文庫との関わり

静岡県立図書館にあたる「葵文庫」（現在の静岡県立中央図書館）は1925年（大正14）に設立され、積極的に郷土資料の調査・収集につとめ、戦前期の静岡におけるアーカイブズ機関の役割を果たしていたことを、以前拙稿で明らかにした^{22）}。

葵文庫では定期的に「郷土資料展覧会」が開催され、県内各地から集められた郷土資料が実際に展示され、一般大衆に観覧されていた。

静岡市史編纂課もこの「郷土資料展覧会」に資料を出品しており、1925年（大正14）には15点、翌1926年には6点、1927年（昭和2）には4点の資料を展覧に供している。

このように編纂事業途中の資料を一般の観覧に供することは大阪市などでも行われていたことがわかっており、市民に対して市史編纂事業の意義を知らしめる役割を果たしていたものと考えられる。

22） 拙稿「静岡県立葵文庫とその事業：アーカイブズの観点から」（『学習院大学文学部研究年報』第59輯、2012年）

（4）静岡県立中央図書館所蔵「静岡市史編さん資料」について

現在の静岡県立中央図書館には、「静岡市史編さん資料」という資料群が所蔵されている。これは、本論で見てきた戦前期の『静岡市史』編纂事業に伴って収集された資料群で、133 タイトル・360 冊にのぼる。内容は、原本、写本、謄写本、刊行物が混在しており、詳細な分析は今後の課題であるが、本資料群の内容・構造を分析することにより、市史編纂事業における資料収集活動の実態が明らかになると考えられる。県立や市立のアーカイブズ機関が存在しない静岡市にとって、本資料群のもつ意義は大きい。

筆者は以前、県立中央図書館の全身である県立葵文庫の事業について検討した²³⁾。戦前期の葵文庫では「郷土資料」として、古文書・古記録が積極的に収集され、前述のように郷土資料展覧会も開催されていた。市と県と組織の違いはあれども、資料保存利用機関を有さなかった静岡市において、市史編纂事業で収集された資料が葵文庫に所蔵されたのも、自然な流れだったと言えよう。

大阪市の場合には大阪市史編纂所や大阪市公文書館、東京市の場合には都政史料館を経て現在の東京都立公文書館へと、市史編纂事業からアーカイブズ機関へとという流れが存在するが、静岡市の場合には残念ながらアーカイブズ機関の設立には未だ至ることはなく、静岡県立中央図書館において「静岡市史編さん資料」が貴重資料として公開されているのみである。

おわりに

以上、戦前期における静岡市史編纂事業の過程を見てきた。静岡市史は1903 年（明治 36）に事業に着手したが、一時中断をはさんで刊行事業が終了したのは1932 年（昭和 7）のことであった。

市史を編纂する意義は、市の沿革を知り市政の発展に活かすことにある

23) 同前

が、大阪市や東京市においては高い理想が掲げられ、市会において議論が行われていた。その一方、静岡市において事業当初においてそういった議論や、編纂方針が検討された形跡はみられない。それが、第Ⅰ期と第Ⅱ期における編纂方針の違いになって現れたのではないだろうか。

また、静岡市史各巻の対象時期は、考古・古代・中世、家康以降の江戸時代、明治維新以降の市制という、大きく3つに分かれている。一方、編集方針は、編年式（通史）ではなく、時代ごとの分野別（項目式）という形式をとっている。

市史編纂事業のその後であるが、大阪市においては大阪市史編纂所、大阪市公文書館という形で、東京市においては都政史料館、東京都立公文書館という形で、アーカイブズ機関として結実していった。

一方、静岡市史の編纂事業においては、戦前の静岡市史で収集された資料は県立葵文庫、県立中央図書館へと引き継がれていったものの、戦後に編纂された静岡市史²⁴⁾で収集された資料がその後公開されることはなく、アーカイブズ機関の設置へとはつながっていかなかった。

自治体史の編纂事業は、地域資料の所在を確認し、保存・公開していく格好の機会である。こうした編纂事業がアーカイブズへと発展していく可能性と意義について最後に指摘しておきたい。

24) 戦後の静岡市史は昭和40年代～50年代にかけて編纂され、通史編3巻、資料編7巻、総目次・年表・索引が刊行された。